

気象警報発令時及び公共交通機関不通時の 授業・試験について

災害又は不測の事態が発生した場合には、「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」に従い、学生の安全確保のため、授業及び定期試験の実施について以下のとおり取り扱う。

なお、そのような事態が発生した（あるいは想定される）場合は、可能な限り、KULASIS や学生用メールへの通知等で授業及び定期試験の取扱いを周知する。

1. 気象警報又は交通機関の運休による休講等の措置について

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、授業休止又は定期試験延期の措置（以下「休講等の措置」という。）をとる。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発表された場合
- (2) 京都市営バスが全面的に運休した場合
- (3) 以下のうち 3 つ以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合
 - ・ JR 西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）
 - ・ 阪急電鉄（京都河原町駅～大阪梅田駅間）
 - ・ 京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）
 - ・ 近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）
 - ・ 京都市営地下鉄

< 別表 >

1・2 時限の授業及び定期試験の取扱い

状況	授業及び定期試験の取扱い
午前 6 時 30 分の時点で(1)～(3)のいずれかに該当する場合	1・2 時限は、休講等の措置をとる。
午前 6 時 30 分から午前 8 時 45 分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	
午前 8 時 45 分から午前 10 時 30 分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	2 時限限は、休講等の措置をとる。 1 時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、1 限目の途中からでも休講等の措置をとる。
午前 10 時 30 分から午前 12 時 00 分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	2 時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、2 限目の途中からでも休講等の措置をとる。

地震等の発生時の避難方法について

(1) 地震の発生により建物倒壊の危機が迫った場合

窓枠が歪み、窓ガラスが次々と壊れる等建物倒壊の危機が迫った場合は、各教室の教員の避難指示に従い、建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難、待機してください。教員等の指示が出るまでの間、勝手な行動は慎んでください。

(2) 火災発生時の対応

各教室の教員の指示に従ってください。避難指示が出た時には教員の指示に従い建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難してください。